

# コーポレート・ガバナンス

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、「継続的な株主価値の向上」を経営の最重要事項としています。その実現のためには社会から信頼を得られる経営の環境整備が必要であり、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な課題と位置づけ、意思決定の迅速化、企業倫理に根ざした企業活動、企業活動の透明性の確保などに取り組んでいます。

## コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況 機関の内容

取締役会は月1回の開催を原則とし、業務執行に関する重要事項の決定、取締役の職務の執行を監督する場として、議論と意思決定を図っています。業務執行に関しては、社長および一部の執行役員からなる経営会議を設置し、当社およびグループ会社の業務執行に関する重要事項を協議しています。

監査役会は常勤監査役2名、非常勤監査役2名の計4名で構成し、監査・監督機能の発揮による、透明性の高い意思決定のできる仕組みを整備しています。監査役は4人のうち2人が社外監査役です。

## 内部統制システムおよびリスク管理体制について

当社では、健全な企業活動を継続するため内部統制システムおよびリスク管理体制の整備に取り組んでいます。内部統制の仕組みとして社長直轄組織である監査室を設置し、随時必要な内部監査を実施しています。

企業の不祥事が相次ぐなか、当社はコンプライアンス(法令遵守)を重視し、企業理念を企業活動の行動指針として具体化した「キョーリン企業行動憲章」、「キョーリン社員行動指針」を制定し、企業倫理・コンプライアンスの徹底を図っています。「キョーリン企業行動憲章」は社外に対してもホーム

ページなどを通じて明示しており、コンプライアンス重視の姿勢とそれに基づく企業活動に努めています。

## 内部監査および監査役監査、会計監査の状況

内部監査については、通常の業務部門とは独立した社長直轄の監査室が、年度ごとに作成する「監査計画」に基づき当社のすべての事業所およびグループ会社の経営活動における法令遵守状況と内部統制の有効性・効率性について定期的に検討・評価しています。内部監査の過程で確認された問題点、改善点等は直接社長へ報告するとともに改善のための提言を行っています。

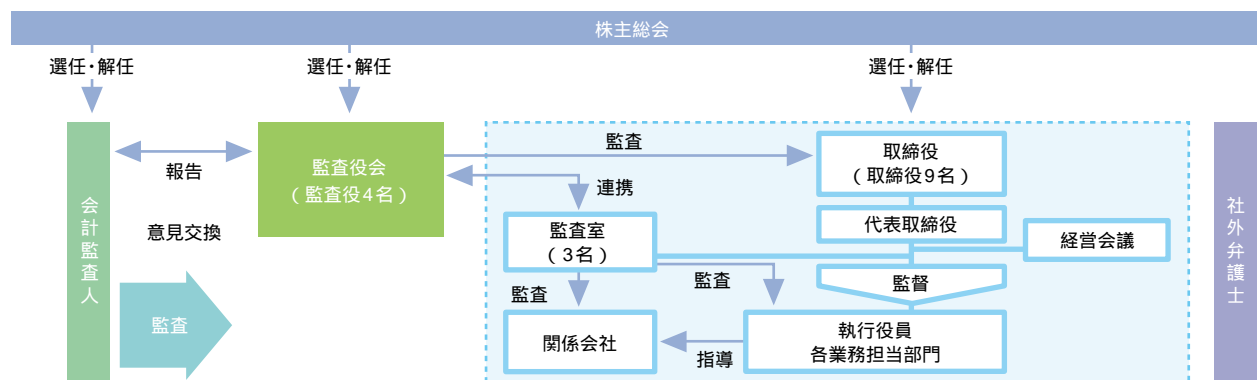
各監査役は期初に監査役会が策定した監査方針に従い監査を行っています。また、取締役会や経営会議など重要会議への出席、重要な決裁書類・資料の閲覧、各部・事業所・グループ会社の調査など多面的な監査を行っています。

当社は会計監査を新日本監査法人に依頼しており、決算期における会計監査など適宜アドバイスをいただいています。

## コーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間の実施状況

経営システムの改革として、2004年4月1日付にて、従来の取締役の「経営の意思決定及び業務執行の監督機能」と「業務執行機能」を分離し経営の意思決定とラインのオペレーションのスピードアップを図るために執行役員制度を導入しました。また、執行役員体制の整備にとともに2004年6月開催の定時株主総会の承認をもって「経営の意思決定機関」である取締役会の機能にふさわしい最適な取締役員数として15人を10人にし、さらに2005年6月開催の定時株主総会の承認により取締役員数を9人に致しました。

## ガバナンス基本構造



(2005年6月24日現在)